

第3章 基本計画

第1節 基本理念

本市では、平成16年3月に策定した前計画に基づき、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から持続可能な循環型社会への構造転換を図ってきました。

ここまで、第1章で前計画における施策の実施状況や指標の達成状況を確認し、第2章で統計データに基づきごみ処理の現状を取りまとめ、本計画における主な課題について整理してきましたが、ごみ問題は市民生活や事業活動と密接に関わっており、行政の取組や努力だけでは循環型社会への構造転換を図ることは困難です。

本市では、平成22年4月に施行した「熊本市自治基本条例」において、「情報共有」、「参画」、「協働」による市政・まちづくりを進めていくことを掲げており、本計画についても、市民・事業者それぞれの理解と協力による全市的な取組を推進していくことが必要であると考えています。

このようなことから、本計画では、市民・事業者・行政がそれぞれの立場を生かしながら進める協働の取組により、循環型社会の構築をより一層促進することを基本理念として掲げます。

基本理念

「市民・事業者・行政の三者協働により、

ごみを出さない、資源を生かす

循環型社会の構築を目指します。」

「循環型社会」とは？

○天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会

こうした社会の実現のためには、以下に示す事柄が確保されなければなりません。

- ・製品などがごみとして安易に捨てられることが無いように配慮されている
- ・ごみとして排出された物であっても、できるだけ循環資源として繰り返し適正に利用される
- ・どうしても利用できないものは適正に処分する

○自然の物質循環を圧迫するような人間の活動を抑制し、物質循環を助けるように配慮した活動を心がける社会

「事業者」とは？

本計画において「事業者」とは、以下に示す対象を指すものとする。

- 商品などの製造・流通・販売等に携わっている事業者
- 「事業ごみ」を出す主体である排出事業者
- 一般廃棄物の処理を業として営む事業者（一般廃棄物収集運搬業者及び処分業者）

第2節 計画期間と見直しについて

1. 計画期間

本計画は、第3次熊本市環境総合基本計画との整合を図り、平成32年度を目標年次とし、計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

2. 計画の見直し

本計画は、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化等を考慮し、計画期間の中間年次である平成27年度を目途に中間見直しを行うこととします。

なお、合併した富合・城南・植木地区については、宇城広域連合及び山鹿植木広域行政事務組合からの脱退やごみ処理に関する制度等の変更についての協議の進捗を踏まえながら、中間見直しに際して、本計画における位置付けを検討していくこととします。

第3節 計画の目標

基本理念として定めた循環型社会の構築に向けた基本的な目標と施策の基本方針を次の通り掲げます。

目標1 ごみの減量とリサイクルの推進

3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に積極的に取り組むことにより、ごみを減らし、リサイクルを進めることを目標として掲げ、施策の基本方針を次の通り定めます。

- ＜基本方針1＞「ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働を推進します」
- ＜基本方針2＞「発生抑制・再使用・再生利用の取組を促進します」

目標2 適正なごみ処理の実施

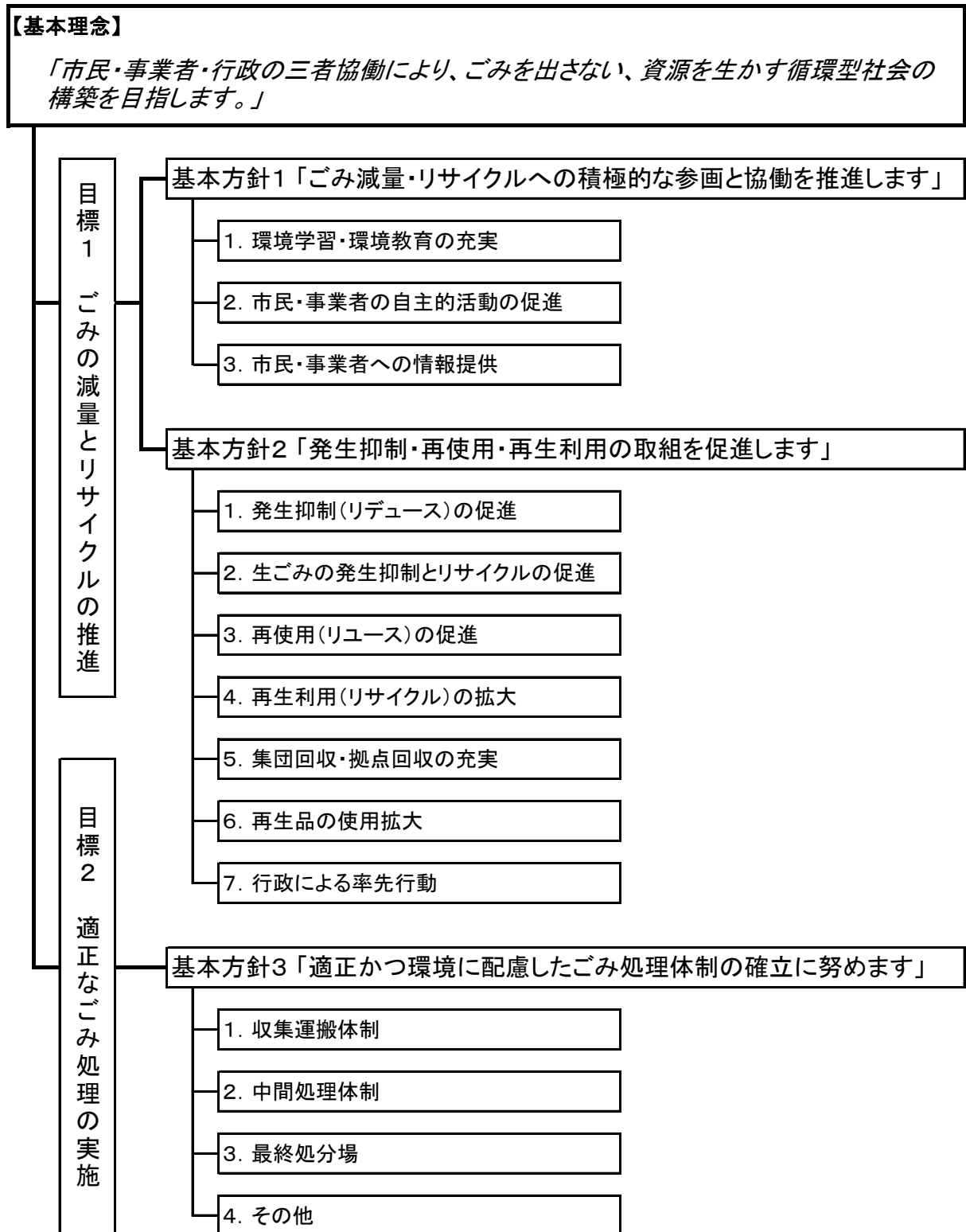
廃棄物行政の基本となる生活環境の保全と公衆衛生の向上に資するごみ処理を目標として掲げ、施策の基本方針を次の通り定めます。

- ＜基本方針3＞「適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立に努めます」

第4節 基本方針と協働の役割分担

1. 施策の体系

前節で示した3つの基本方針ごとにと組の方向性を定め、基本理念や目標とのつながりを以下の図で体系的に示します。



2. 取組の方向性と協働の役割分担

3つの基本方針ごとの取組の方向性と協働の役割分担を以下に示します。

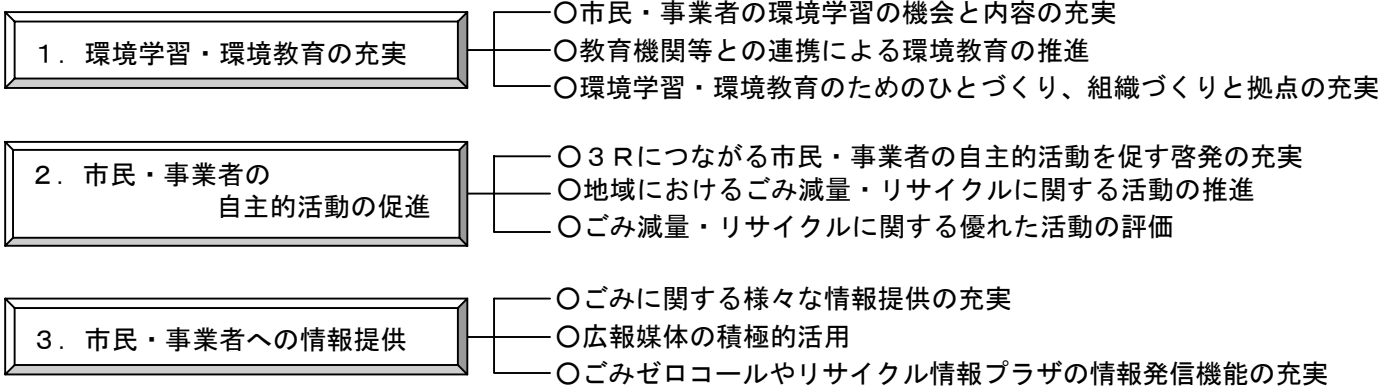
なお、具体的な施策や事業については、年度ごとに策定する一般廃棄物処理実施計画の中で定めていくこととします。

基本方針 1

「ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働を推進します」

ごみを減らし、リサイクルを進めていくためには、ごみの排出者である市民・事業者がごみ処理行政に積極的に参画し、協働して取り組んでいくことが重要です。

家庭ごみ有料化などにより、市民・事業者のごみに対する意識は高まっていますが、今後は、具体的な行動に結び付けていくことが重要であり、施策の立案・実施・評価のそれぞれの段階において、市民・事業者が関わりを持つことができるしくみを整えるとともに、環境学習・環境教育の充実や積極的な情報提供などに取り組んでいきます。



1. 環境学習・環境教育の充実

取組の方向性

- 市民・事業者の環境学習の機会と内容の充実
- 教育機関等との連携による環境教育の推進
- 環境学習・環境教育のためのひとづくり、組織づくりと拠点の充実

役割分担

市民

- 市などが開催する環境学習の機会に積極的に参加し、環境問題やごみ問題に対する理解を深めます。
- 住んでいる地域におけるいろいろな会合などの場でごみ問題を積極的に話題に取り上げ、知識や理解を地域に広めていきます。

事業者

- 市などが開催する環境学習の機会に積極的に参加し、環境問題やごみ問題に対する理解を深めるとともに、各事業所でそれらの理解を広めていきます。
- 一般廃棄物収集運搬業者や処分業者は、市などが開催する環境学習の機会の趣旨に応じて講師を派遣するなどの協力を行います。

市

- 施設見学バスツアーや出前講座など、環境学習・環境教育の機会と内容を充実させ、地域や事業所においてごみ問題に率先して取り組むことのできるひとづくりや組織づくりを進めます。
- リサイクル情報プラザの活動内容を充実させて、環境学習の拠点として利用の促進を図ります。

2. 市民・事業者の自主的活動の促進

取組の方向性

- 3Rにつながる市民・事業者の自主的活動を促す啓発の充実
- 地域におけるごみ減量・リサイクルに関する活動の推進
- ごみ減量・リサイクルに関する優れた活動の評価

役割分担

市民

- 商品を選ぶ際、品質や価格だけでなく、環境にやさしい商品であるかどうかにも気を配るよう努めます。
- 地域団体や市民活動団体が行っている、地域におけるごみに関する様々な取組に積極的に参加します。

事業者

- 事業所や周辺の地域において、ごみ問題に関する様々な自主的活動の実践や、地域の活動への協力を努めます。
- 一般廃棄物収集運搬業者や処分業者は、必要に応じて、排出事業者や市民に対して、ごみ減量や分別に関する説明を行うように努めます。

市

- 市民・事業者の自主的活動を促すように、ごみ減量や分別・リサイクルに関する様々な取組の啓発を充実していきます。
- 地域における積極的な活動の推進を図るため、地域団体や市民活動団体等の取組を様々な形で支援するとともに、その取組内容を広く紹介します。
- 地域や事業所において、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んでいる地域団体、市民活動団体や事業者を表彰することで、取組の更なる活性化を図ります。

3. 市民・事業者への情報提供

取組の方向性

- ごみに関する様々な情報提供の充実
- 広報媒体の積極的活用
- ごみゼロコールやリサイクル情報プラザの情報発信機能の充実

役割分担

市民

○市が提供するごみに関する様々な情報に興味を持ち、得られた情報を生活に生かすよう努めます。

事業者

○市が提供するごみに関する様々な情報に興味を持つとともに、再生品に関する情報など、自らの情報発信にも努めます。

○一般廃棄物収集運搬業者や処分業者は、市と協力して、リサイクルなどに関する情報発信に努めます。

市

○年度ごとに「熊本市ごみレポート」を作成・公表し、ごみの収集量や処理量、コストなどに関する情報をわかりやすく提供します。

○市政だよりなどの市の広報媒体を用いて、ごみに関する様々な情報を適時に提供します。

○ごみゼロコールやリサイクル情報プラザの機能を充実させ、市民・事業者からの個別の相談事項の解決につながる情報を発信します。

○必要に応じて、新聞やテレビなどのメディアを活用した情報提供を行います。

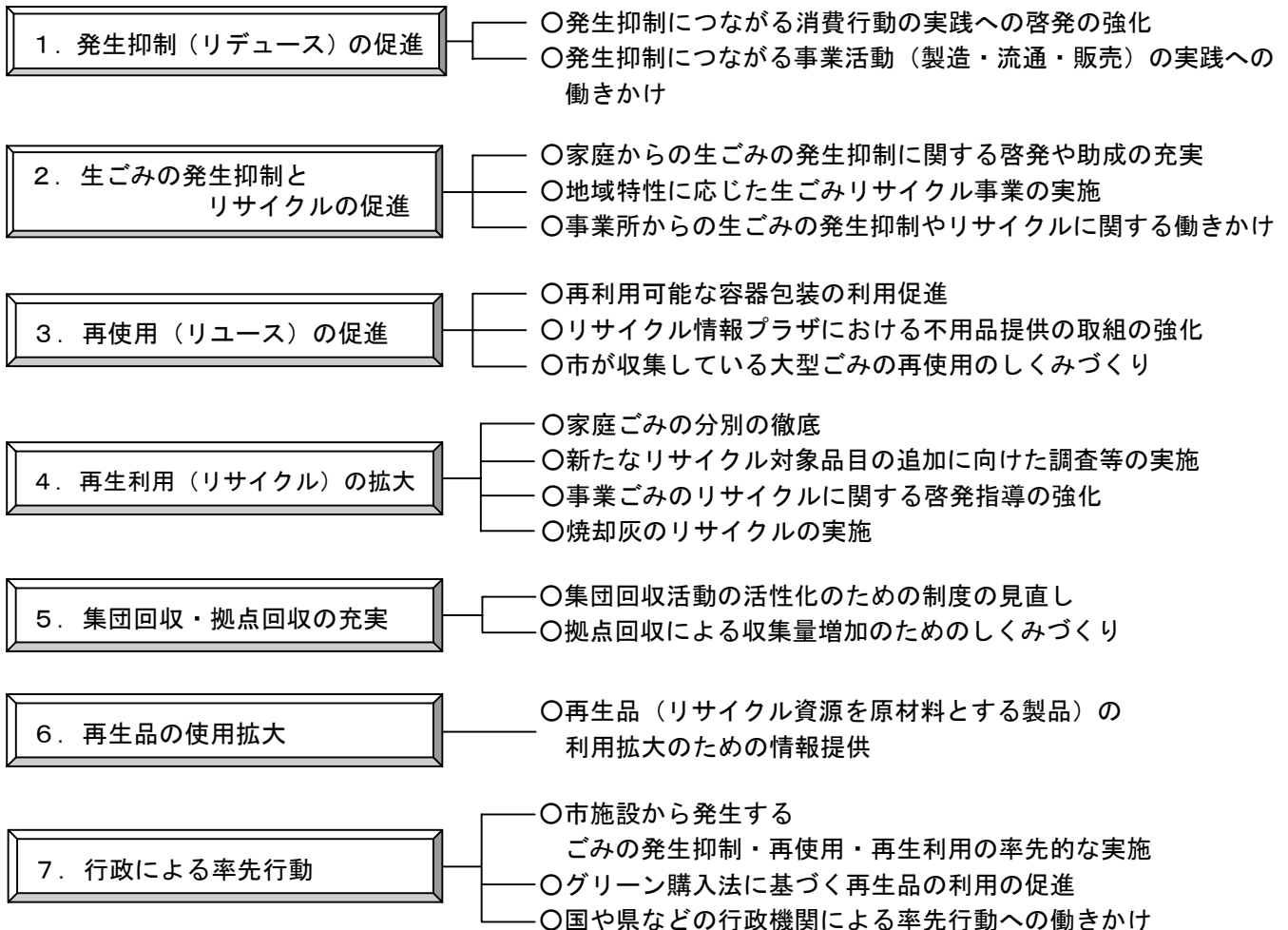
基本方針 2

「発生抑制・再使用・再生利用の取組を促進します」

循環型社会の構築のためには、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の取組をさらに促進していかなければなりません。

製造業者や販売業者などの事業者に対しては、それぞれの立場で発生抑制や再使用について考え、これらに配慮した事業活動を実践するように働きかけを強めていくとともに、事業ごみの排出者としても、発生抑制や再使用、さらには分別排出による再生利用に努めるよう促していきます。

また、「ごみとなるものを家庭に持ち込まない」といった、環境に配慮した消費行動を多くの市民が取るように市民意識の改革を図るとともに、家庭ごみの分別や再生利用のあり方について、現状の検証・見直しと新たな分別収集・リサイクルの対象についての調査を進めていきます。



1. 発生抑制（リデュース）の促進

取組の方向性

- 発生抑制につながる消費行動の実践への啓発の強化
- 発生抑制につながる事業活動（製造・流通・販売）の実践への働きかけ

役割分担

市民

- マイバッグを持参する、過剰包装の商品をできるだけ買わないようにするという行動などにより、ごみになるものをできるだけ家庭に持ち込まないように努めます。
- 商品を購入する際には必要な物を必要な量だけ購入するとともに、壊れても修理してできるだけ長く使うことを心がけるなど、安易にごみを出さないように工夫します。
- 外食の際に食べ残しをしないように適量を注文するなど、利用する店舗から出るごみの発生抑制にも配慮するように努めます。

事業者

- 商品の製造に関わる事業者は、寿命の長い商品や修理しやすい商品の開発・製造などにより、ごみの発生抑制に資する事業活動に努めます。
- 商品の流通や販売に関わる事業者は、容器包装の簡素化やばら売り・量り売りの拡大などにより、ごみの発生抑制に資する事業活動に努めます。
- 外食産業などの食品関連事業者は、外食や弁当などを販売する際に、市民の求めに応じて量の調節ができるように努めるとともに、提供する商品の分量などの情報を提供するように努めます。

市

- 国に対して、ごみの発生抑制に資する法律の整備について働きかけます。
- 事業者に対して、ごみの発生抑制に資する事業活動に取り組むように働きかけます。
- 市民に対して、ごみの発生抑制に資する消費行動を取るよう働きかけるとともに、具体的な取組事例を紹介します。

2. 生ごみの発生抑制とリサイクルの促進

取組の方向性

- 家庭からの生ごみの発生抑制に関する啓発や助成の充実
- 地域特性に応じた生ごみリサイクル事業の実施
- 事業所からの生ごみの発生抑制やリサイクルに関する働きかけ

役割分担

市民

- 食品を買い過ぎない、料理を作り過ぎないといった心がけによって、使い切れなかった食材、調理くずや食べ残しなどが発生する量を減らすように努めます。
- なるべく調理くずが出ないような料理の工夫について、自ら取り組むとともに、市や地域に生ごみ減量のアイデアとして提案します。
- 生ごみをひと絞りや天日干しなどの方法により水分を取り除き、その重量を減らすように努めます。
- 地域やそれぞれの世帯の状況に応じて、コンポスト容器や家庭用生ごみ処理機の活用、あるいはダンボールコンポストの実践など、様々な方法で生ごみの発生抑制に取り組みます。

事業者

- 食品製造業や外食産業などの食品関連事業者は、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる「食品ロス」の削減や食品廃棄物のリサイクルに取り組みます。
- 一般廃棄物収集運搬業者、処分業者及び再生利用事業者は、食品廃棄物の処理（分別収集とリサイクル）について、食品関連事業者（＝排出事業者）に適切な助言を行います。

市

- 生ごみのリサイクルについて、民間の取組に対して支援するとともに、地域の特性等に応じた事業を実施します。
 - （例1）集合住宅に事業用の生ごみ処理装置を設置して、住民が出す生ごみを投入させて処理する
 - （例2）校区単位で分別収集して処理施設で再資源化する
 - （例3）畜産廃棄物の処理と連携した生ごみのリサイクルに関する研究
- 家庭用生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費助成制度をさらに拡充し、機器の普及を図るための啓発に取り組みます。
- ダンボールコンポストに関する実践講座を実施し、さらに、各世帯で継続的に実践できるようなくみづくり（必要な資材をまとめて購入できるような工夫など）に努めます。
- 生ごみの発生抑制に関する手引きやエコクッキングレシピを作成・公表します。
- 食品関連事業者に対して、食品ロスの削減の取組や食品廃棄物のリサイクルに関する指導や助言を行います。

3. 再使用（リユース）の促進

取組の方向性

- 再利用可能な容器包装の利用促進
- リサイクル情報プラザにおける不用品提供の取組の強化
- 市が収集している大型ごみの再使用のしくみづくり

役割分担

市民

- 繰り返し使える容器包装を用いた商品を優先して購入するように心がけます。
- 家具や古着・古本などの再使用できる物は、ごみや資源物として出さずに、フリーマーケットなどで他者に譲ったり、リサイクルショップなどを利用するように心がけます。

事業者

- 商品の製造・流通・販売に関わる事業者は、繰り返し使える容器包装を優先して使用するように配慮するとともに、Rびんなどの回収ルートの構築を検討します。
- 飲食店などの事業者は、店舗で消費する商品について、再使用できる容器包装が使われているものを優先的に購入することに努めます。

市

- リサイクル情報プラザにおける不用品提供を継続し、PRによってさらなる利用促進を図ります。
- 市が収集している大型ごみの再使用のしくみづくりに取り組みます。
- デポジット制度について周知するといった方法により、再使用できる容器などが優先的に使用され、なおかつ、使用後の容器包装などが販売店に戻ってくるしくみの確立を図ります。

4. 再生利用（リサイクル）の拡大

取組の方向性

- 家庭ごみの分別の徹底
- 新たなリサイクル対象品目の追加に向けた調査等の実施
- 事業ごみのリサイクルに関する啓発指導の強化
- 焼却灰のリサイクルの実施

役割分担

市民

- ごみの分別ルールに従って、リサイクル可能なものを正しく分別排出するように努めます。

事業者

- 排出事業者は、事業所から出るごみのうち、リサイクルが可能な品目については、自らリサイクルを行うか、民間の再資源化業者でのリサイクルに取り組みます。
- 一般廃棄物収集運搬業者、処分業者や再資源化業者は、事業ごみの中のリサイクルが可能なものについて、排出事業者に適切な助言を行います。

市

- ごみ分別マニュアルの作成などにより、家庭ごみの中でリサイクル可能なもののさらなる分別の徹底を図ります。
- 小型家電製品からのレアメタル回収や紙おむつのリサイクルなどの新たな対象品目について、法整備の状況や技術的動向、他都市の取組など様々な観点から調査し、実施に向けて取り組みます。
- 東部及び西部環境工場から発生する焼却灰（主灰、飛灰）について、性状に応じた適切なリサイクルを実施します。
- 排出事業者に対して、リサイクル可能なものの分別に関する指導・助言を行います。

5. 集団回収・拠点回収の充実

取組の方向性

- 集団回収活動の活性化のための制度の見直し
- 拠点回収による収集量増加のためのしくみづくり

役割分担

市民

- 地域での集団回収に積極的に協力します。
- 拠点回収の対象品目や回収日時について理解し、協力します。

事業者

- 集団回収登録業者は、集団回収実施団体からの要望（実施回数の追加や対象品目の拡大など）には、自らの取扱い能力の範囲内で、極力応じるように努めます。
- 小売店等の販売事業者は、店頭での紙パックや白色トレイの回収については、これまで通りの取組を継続するように努めます。

市

- 実施団体や登録業者とも協議しながら、集団回収の助成金の制度の見直し（対象品目の拡充や助成単価の見直しなど）に取り組み、活動の活性化を図ります。
- 小売店等の販売事業者とも協議しながら、拠点回収のしくみの見直し（実施場所の増設など）に取り組み、事業の活性化を図ります。

6. 再生品の使用拡大

取組の方向性

○再生品（リサイクル資源を原材料とする製品）の利用拡大のための情報提供

役割分担

市民

○再生品に関する情報を積極的に求め、購入する商品を選ぶ際、品質や価格と同様に再生品であるかどうかについて気を配ります。

事業者

○再生品を製造・流通・販売している事業者は、自らの製品に関する情報を積極的に市民や市に対して発信します。

市

○再生品に関する情報を適宜収集し、得た情報を積極的に市民に対して発信します。

7. 行政による率先行動

取組の方向性

○市施設から発生するごみの発生抑制・再使用・再生利用の率優先的な実施

○グリーン購入法に基づく再生品の利用の促進

○国や県などの行政機関による率先行動への働きかけ

役割分担

市

○市庁舎や市の出先機関において、ごみの発生抑制、再使用、再生利用に率優先的に取り組みます。

○「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」の規定に基づき、再生品の使用に率優先的に取り組みます。

○熊本市内にある国や県などの行政機関に対して、市と同様の率優先的な取組を実践するように協力を求めます。

基本方針 3

「適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立に努めます」

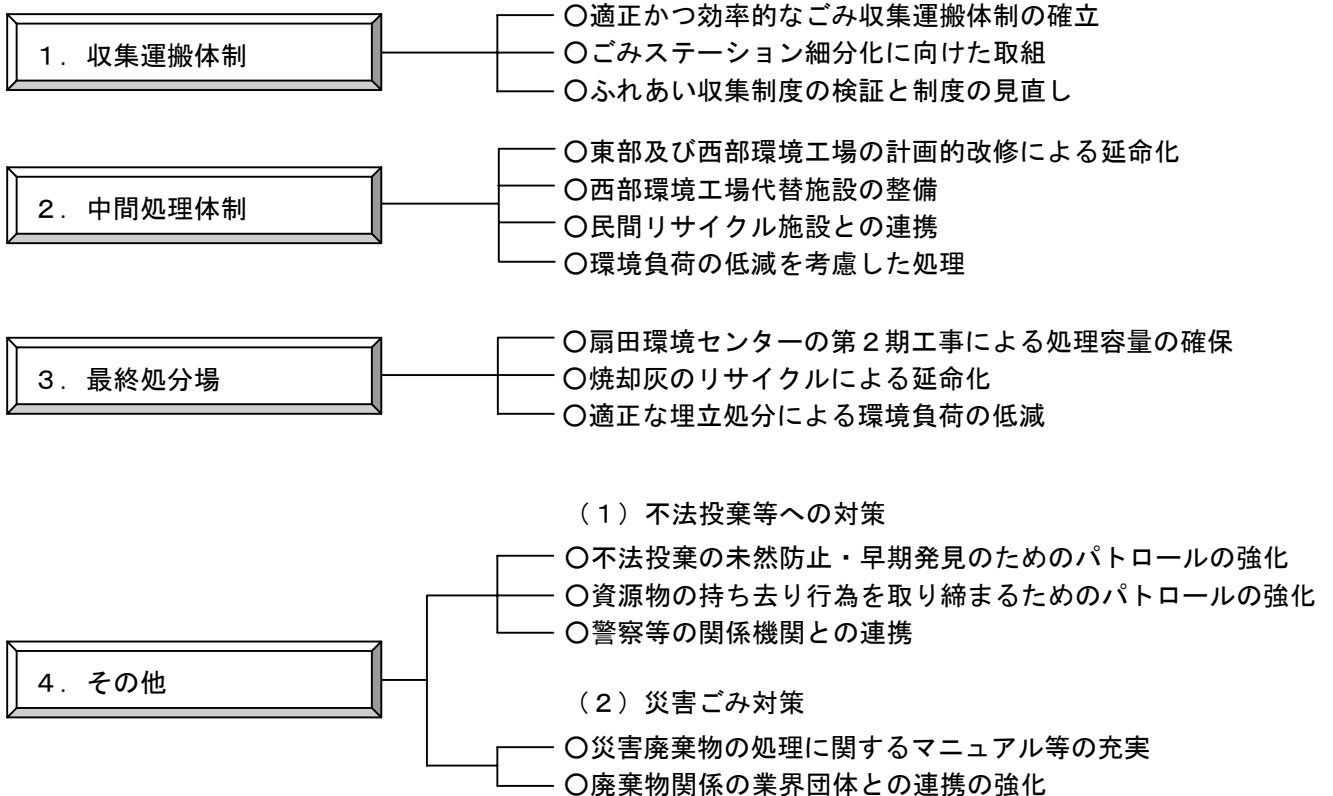
循環型社会の構築のためにごみの発生抑制や再使用に取り組んだとしても、やむを得ず発生するごみは適正に処理していかなければなりません。

収集運搬については、家庭ごみ、事業ごみそれぞれの実情に応じた収集運搬のあり方を検証しながら、今後も引き続き適正かつ効率的な実施に取り組んでいきます。

また、本市の中間処理施設及び最終処分場は、設備の耐用年数や今後の処理量の見込み、さらには旧富合・城南・植木地区で発生するごみの将来的な受け入れを見据えながら、適正な処理を実施するための施設の整備等に努めます。

さらに、家庭ごみ有料化によって得られる財源については、ごみ減量とリサイクルの推進に関する施策に対して適正な活用を図っていきます。

なお、熊本市の一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者については、本計画や、年度ごとに策定する一般廃棄物処理実施計画におけるごみ発生量の予測などに応じて、それぞれの事業者が継続的かつ安定的に事業を行うことができるように配慮しながら、業者数の適正化を図ります。



1. 収集運搬体制

取組の方向性

- 適正かつ効率的なごみ収集運搬体制の確立
- ごみステーション細分化に向けた取組
- ふれあい収集制度の検証と制度の見直し

役割分担

市民

- 市が実施する分別ルールに対する理解を深め、適正な収集運搬の実施に協力します。
- 自らが利用するごみステーションの管理に率先して取り組みます。

事業者

- 排出事業者は、事業ごみの運搬について、自ら適正に行うか、一般廃棄物収集運搬業者に依頼します。
- 一般廃棄物収集運搬業者は、熊本市内の事業ごみや一時多量ごみなど、市が直接収集しないこととしている一般廃棄物の収集運搬について、適正に実施する体制を整えます。

市

- 家庭ごみの収集運搬については、行財政改革計画を踏まえながら、今後も引き続き、適正かつ効率的な実施に取り組みます。
- 事業ごみの収集運搬について、一般廃棄物収集運搬業者との連携を強化しながら、適正かつ効率的な実施のためのしくみづくりに取り組みます。
- 環境に配慮した収集運搬を実施するために、収集車両の低公害化を図ります。
- 戸別収集と同様の効果（分別の徹底やごみステーションの美化）が期待されるごみステーションの細分化について検討し、必要に応じて「ごみステーション設置要綱」を見直します。
- ごみステーションの管理に必要な費用の助成を引き続き実施します
- ふれあい収集について随時検証を行い、必要に応じて制度を見直します。

2. 中間処理体制

取組の方向性

- 東部及び西部環境工場の計画的改修による延命化
- 西部環境工場代替施設の整備
- 民間リサイクル施設との連携
- 環境負荷の低減を考慮した処理

役割分担

市民・事業者

- 法令やごみ出しルールを遵守することにより、中間処理の適正な実施に協力します。

市

- 現在稼働中の東部及び西部環境工場について、施設の延命化のための計画的かつ効率的な改修を実施します。
- 西部環境工場代替施設の整備を計画的に進め、平成 27 年度中の供用開始を目指します。
- リサイクル推進のため、民間リサイクル施設との連携を強化します。
- 施設整備、環境工場運営にあたっては、最新技術の導入検討や効率的な稼働により、環境負荷の低減に努めます。

3. 最終処分場

取組の方向性

- 扇田環境センターの第 2 期工事による処理容量の確保
- 焼却灰のリサイクルによる延命化
- 適正な埋立処分による環境負荷の低減

役割分担

市民・事業者

- 法令やごみ出しルールを遵守することにより、最終処分の適正な実施に協力します。

市

- 家庭ごみのうち「埋立ごみ」について、破碎・選別による金属回収と可燃残さの除去を継続的に実施します。
- 扇田環境センターの第 2 期工事を計画的に進め、処理容量を確保します。
- 東部及び西部環境工場から発生する焼却灰をリサイクルすることにより、最終処分する容量を減らし、延命化を図ります。
- 最終処分にあたっては、適正処分により環境負荷の低減に努めます。

4. その他

(1) 不法投棄等への対策

取組の方向性

- 不法投棄の未然防止・早期発見のためのパトロールの強化
- 資源物の持ち去り行為を取り締まるためのパトロールの強化
- 警察等の関係機関との連携

役割分担

市民

○法令やごみ出しルールを遵守し、ごみを適正に排出します。

事業者

○市への通報などにより、不法投棄の未然防止や持ち去り行為の取締りに協力します。

市

○不法投棄の未然防止・早期発見のために、計画的な巡回パトロールを実施します。

○資源物の持ち去り行為を取り締まるために、計画的な巡回パトロールを実施し、悪質な事例については警察に告発します。

○不法投棄対策や資源物持ち去り行為の取締りは、警察等の関係機関との連携を図って実施します。

(2) 災害ごみ対策

取組の方向性

- 災害廃棄物の処理に関するマニュアル等の充実
- 廃棄物関係の業界団体との連携の強化

役割分担

事業者

○廃棄物処理関係の業界団体は、熊本市と締結している協定に基づき、災害廃棄物の処理について協力する体制を整え、災害の発生に備えます。

市

○災害廃棄物の処理に関するマニュアル等の充実や廃棄物処理関係の業界団体との連携の強化を図り、災害の発生に備えます。

第5節 成果指標と目標値

計画の進捗状況を評価するために、5項目の成果指標と3項目の参考指標を定めて、それぞれの項目ごとに平成32年度を目標年次とする目標値を設定します。

なお、成果指標ごとの基準値と目標値は、合併した富合・城南・植木地区を除く旧熊本市地区における数値です（参考指標2と3については、合併した富合・城南・植木地区を含みます）。

成 果 指 標 の 項 目

成果指標 1 市民1人1日当たりのごみ排出量

成果指標 2 市民1人1日当たりの家庭ごみ処理量（資源化された量を除く。）

成果指標 3 家庭ごみのリサイクル率

成果指標 4 事業ごみの処理量

成果指標 5 年間のごみ埋立処分量

参考指標 1 ごみ処理に伴う温室効果ガスの排出量

参考指標 2 ごみ分別区分の認知度に関する市民意識

参考指標 3 ごみの減量やリサイクルの取組に関する事業所意識

成果指標 1 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量

○成果指標の目標値	
(平成 21 年度)	(平成 32 年度)
1,037 g/人・日	881 g/人・日 (15%減少)

【指標の解説】

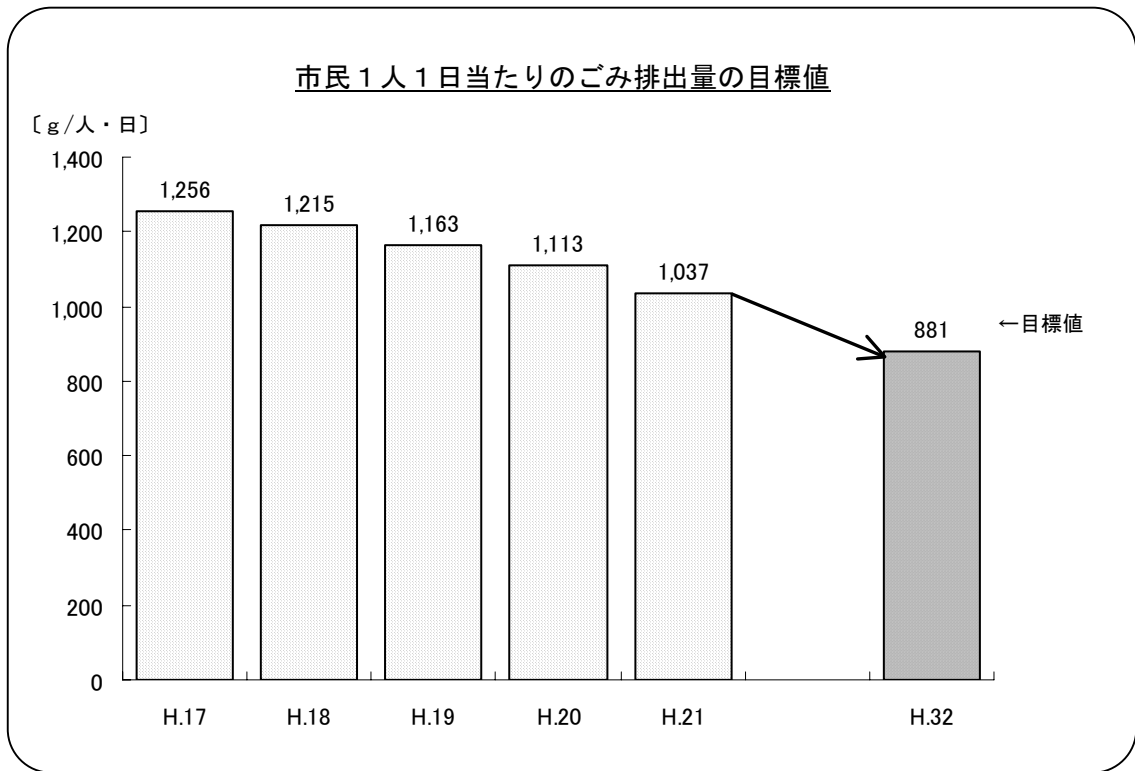
- ・市が定期収集などにより収集した家庭ごみの量と、市のごみ処理施設に直接持ち込まれたごみの量を、市民 1 人 1 日あたりに換算した量

$$\begin{aligned}
 & \text{【1人1日当たりのごみ排出量 [g/人・日]} \\
 & = (\text{家庭ごみ収集量 [t/年]} + \text{直接搬入量 [t/年]}) \\
 & \qquad \qquad \qquad \div \text{人口 [人]} \div 365 \text{ [日/年]}
 \end{aligned}$$

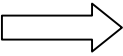
- ・ごみの発生抑制や再使用がどれだけ進んでいるかを評価するための指標

【目標達成のための主な取組】

- 市民・事業者の環境学習の機会の充実
- 発生抑制につながる消費行動の実践への啓発
- 発生抑制につながる事業活動（製造・流通・販売）の実践への働きかけ



成果指標 2 市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ処理量（資源化された量を除く。）

○成果指標の基準値と目標値	
(平成 21 年度) 562 g/人・日	 (平成 32 年度) 450 g/人・日 (20%減少)

【指標の解説】

- ・市民 1 人が 1 日に出すごみのうち、資源化されずに、焼却処理や埋立処分された量（資源化に伴い発生した残さが焼却処理及び埋立処分された量を含む。）

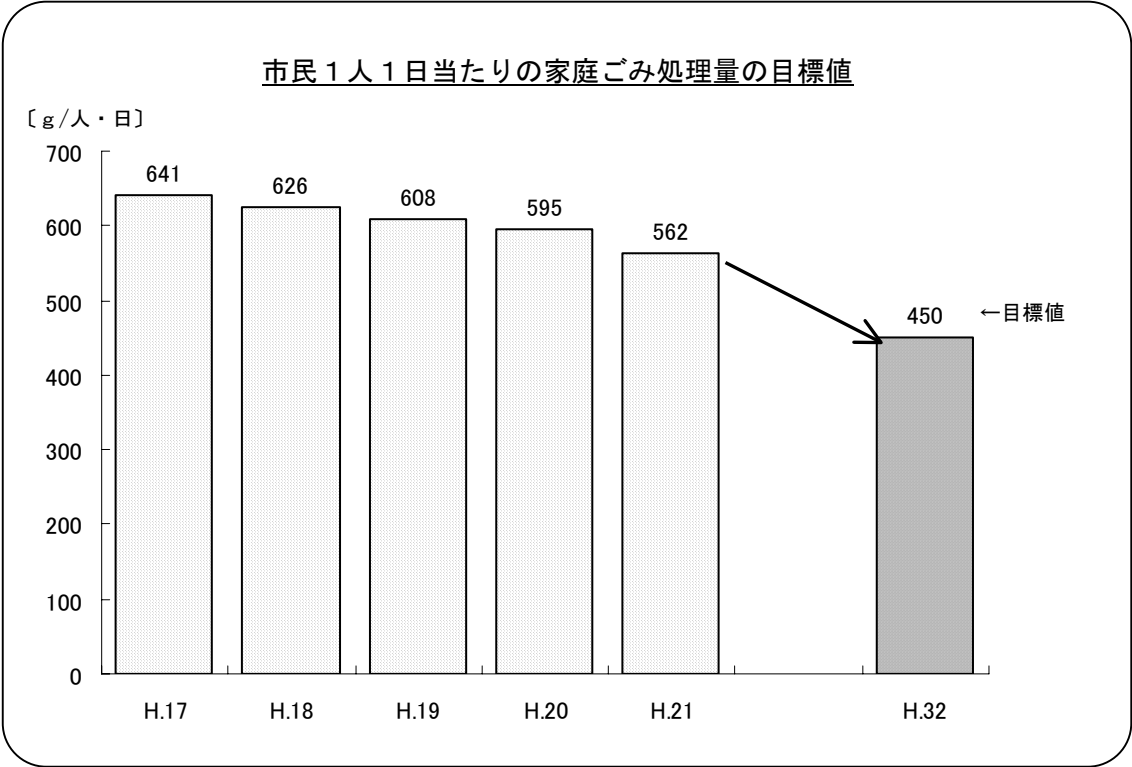
【1 人 1 日当たりの家庭ごみ処理量（資源化された量を除く。）〔g/人・日〕

$$= \frac{(\text{家庭ごみ収集量} [\text{t/年}] - \text{資源化された量} [\text{t/年}])}{\text{人口} [\text{人}] \div 365 [\text{日/年}]}$$

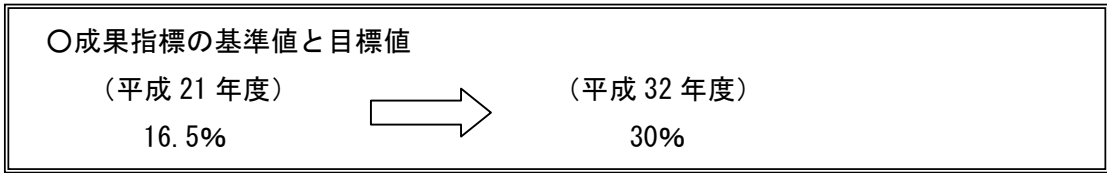
- ・家庭ごみの発生抑制や再使用、そして分別による再生利用がどれだけ進んでいるかを評価するための指標

【目標達成のための主な取組】

- 発生抑制につながる消費行動の実践への啓発
- 家庭ごみの分別の徹底
- 集団回収の活性化のための制度の見直し



成果指標3 家庭ごみのリサイクル率



【指標の解説】

- ・家庭から出されたごみのうち、資源化された量の割合
- ・集団回収量を収集量及び資源化された量に含む。

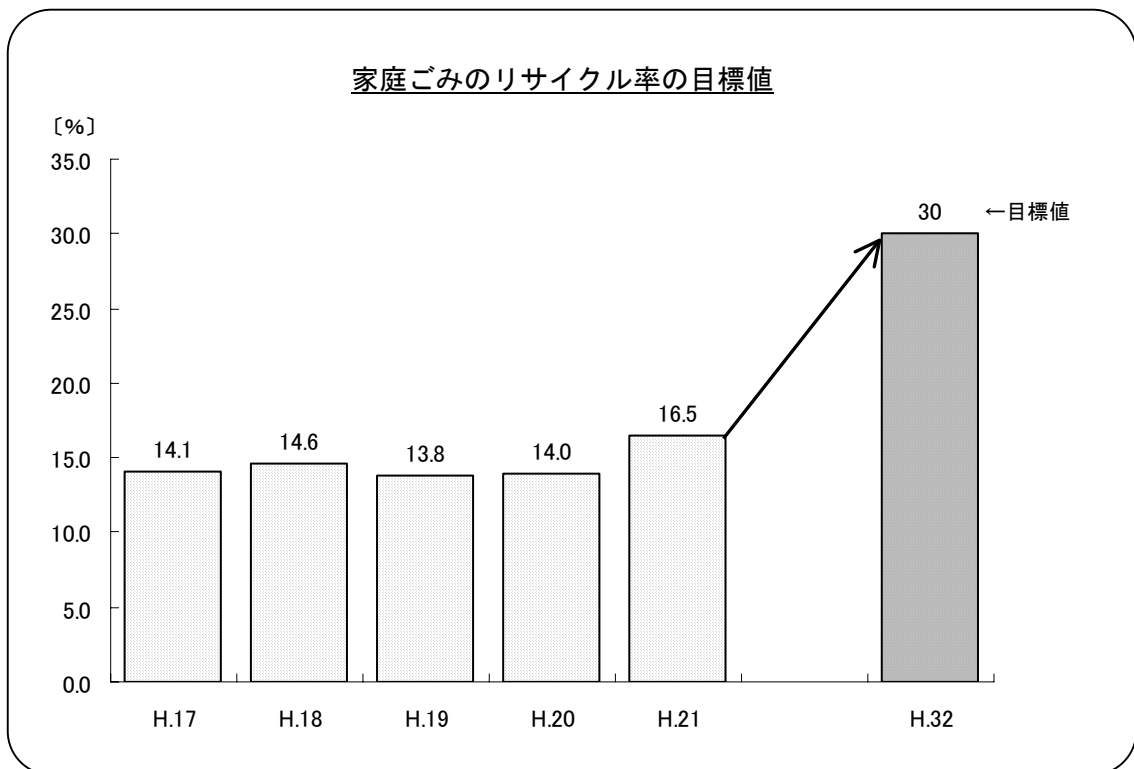
【家庭ごみのリサイクル率 [%】

$$= \frac{\text{家庭ごみから資源化された量 [t/年]} + \text{集団回収量 [t/年]}}{\text{家庭ごみ収集量 [t/年]} + \text{集団回収量 [t/年]}} \times 100$$

- ・家庭ごみの分別や、集団回収への協力による再生利用がどれだけ進んでいるかを評価するための指標

【目標達成のための主な取組】

- 家庭ごみの分別の徹底
- 新たなリサイクル対象品目の追加に向けた調査等の実施
- 焼却灰のリサイクルの実施

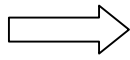


成果指標 4 事業ごみの処理量

○成果指標の基準値と目標値

(平成 21 年度)

94,544 t /年



(平成 32 年度)

70,908 t /年 (25%減少)

【指標の解説】

- ・事業ごみのうち、リサイクルができないものとして環境工場または扇田環境センターで1年間に処理されたごみの量

【事業ごみの処理量〔t/年〕

= 環境工場で焼却処理された事業ごみの量〔t/年〕

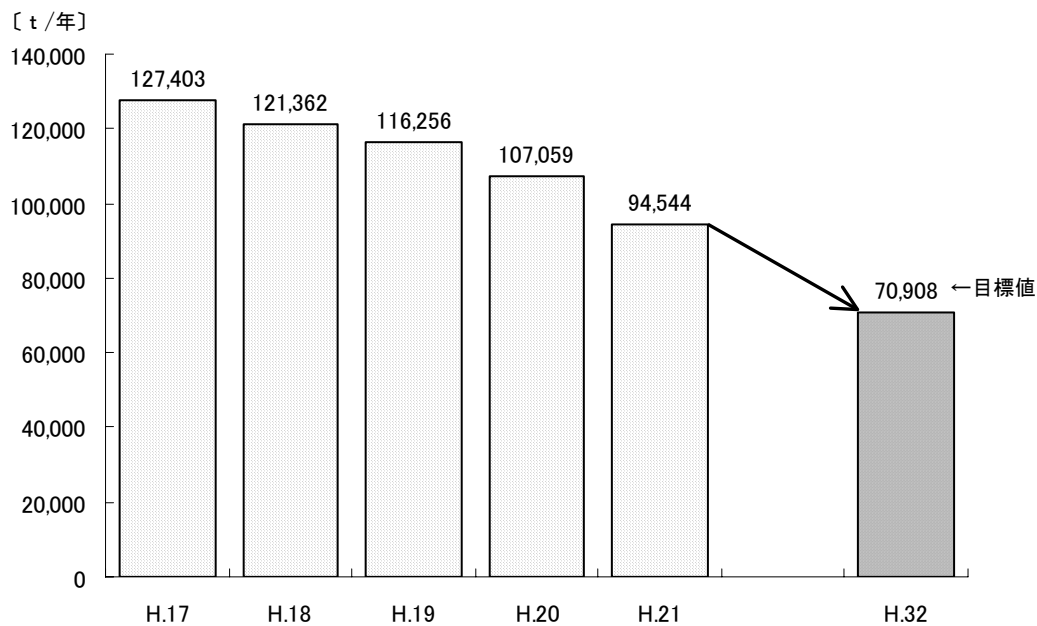
+ 扇田環境センターで埋立処分された事業ごみの量〔t/年〕】

- ・事業ごみの発生抑制、再利用及び再生利用がどれだけ進んでいるかを評価するための指標

【目標達成のための主な取組】

- 市民・事業者の環境学習の機会の充実
- 事業ごみのリサイクルに関する啓発指導

事業ごみの処理量の目標値



成果指標 5 年間のごみ埋立処分量

○成果指標の基準値と目標値	
(平成 21 年度)	(平成 32 年度)
6,818 t /年	4,432 t /年 (35%減少)

【指標の解説】

- ・ 扇田環境センターで1年間に埋立処分された不燃物の量（環境工場で発生して持ち込まれた焼却灰の量は除く。）

【年間のごみ埋立処分量 [t /年]

= 埋立ごみを破砕処理した後の不燃物 [t /年]

+ 資源物等の選別で発生した不燃残さ [t /年]

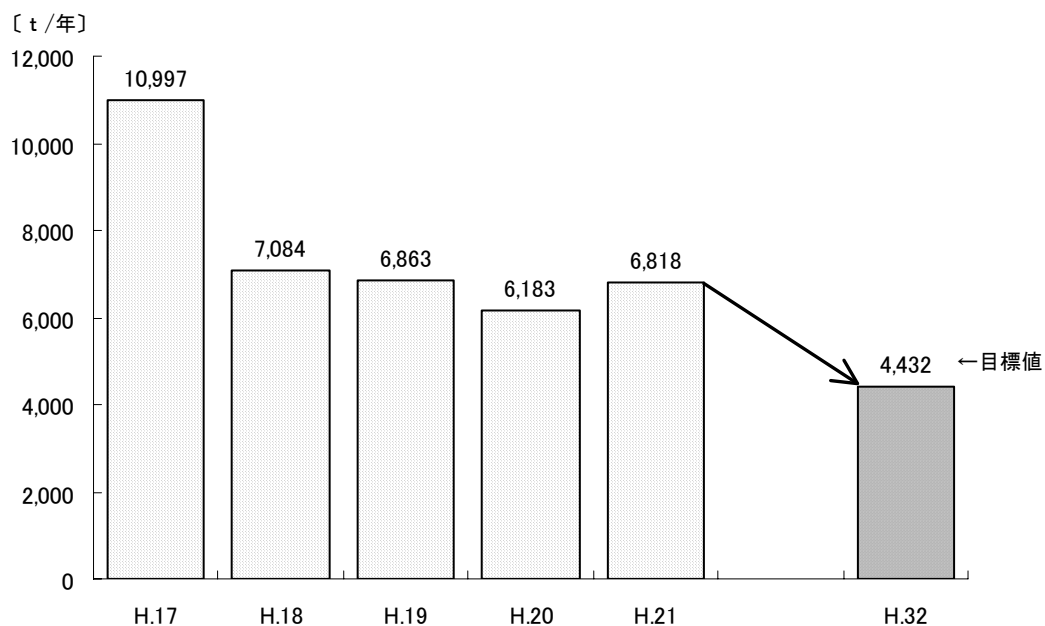
+ 扇田環境センターへの直接搬入量 [t /年]

- ・ ごみの発生抑制や再使用、そして分別による再生利用がどれだけ進んでいるか、並びに、最終処分場の延命化の程度を評価するための指標

【目標達成のための主な取組】

- 発生抑制につながる消費行動の実践への啓発
- 発生抑制につながる事業活動（製造・流通・販売）の実践への働きかけ

年間のごみ埋立処分量の目標値



参考指標 1 ごみ焼却に伴う温室効果ガスの排出量

○成果指標の基準値と目標値	
(平成 21 年度)	→ (平成 32 年度)
92,005 t CO2/年	64,403 t CO2/年 (30%減少)

【指標の解説】

- ・ごみ焼却に由来する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量

【ごみ焼却に伴う温室効果ガスの排出量 [t CO2/年]

= ごみ焼却に伴う二酸化炭素の排出量 [t CO2/年]

+ ごみ焼却に伴うメタンの排出量 [t CH4/年] × 温暖化係数

+ ごみ焼却に伴う一酸化二窒素の排出量 [t N2O/年] × 温暖化係数】

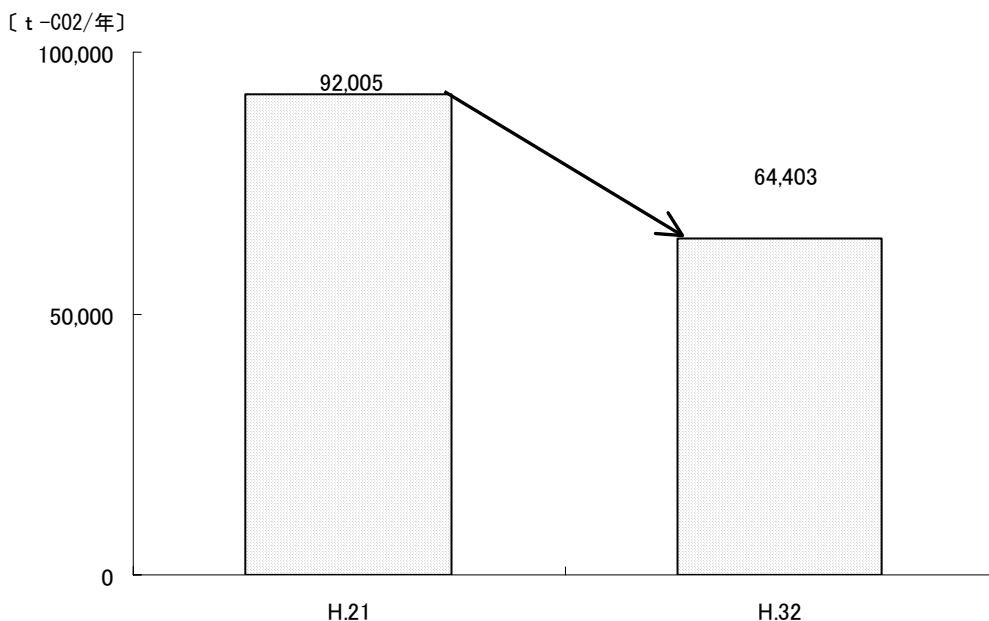
※ それぞれの温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく規定により算出

- ・ごみの焼却処理に伴い排出される温室効果ガスの削減により、温暖化の防止がどれだけ進んでいるかを評価するための指標

【目標達成のための主な取組】

- 家庭ごみの分別の徹底
- 新たなりサイクル対象品目の追加に向けた調査等の実施

ごみ処理に伴う温室効果ガスの発生量の目標値

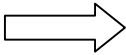


参考指標2 ごみ分別区分の認知度に関する市民意識

○成果指標の基準値と目標値

「よく知っている」又は「ある程度知っている」と回答する市民の割合について平成22年度の約98%を維持し、さらに、「よく知っている」と回答する市民の割合の向上を図る。

※「よく知っている」と回答する市民の割合

(平成22年度) 48.4%  (平成32年度) 60%以上

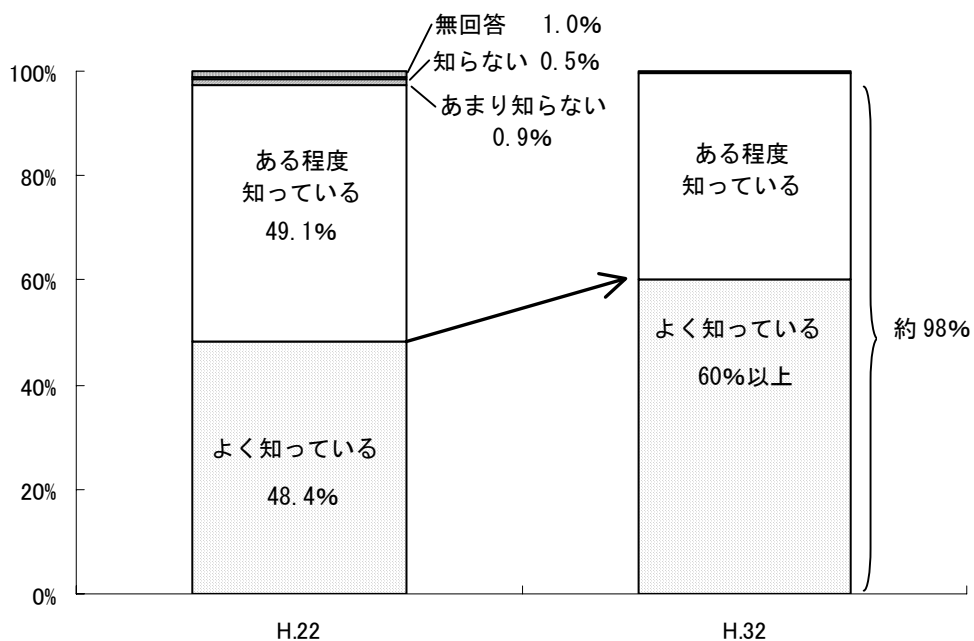
【指標の解説】

- ・ ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査における質問「市が収集するごみの出し方（分別区分）について知っていますか」に対する回答結果によるもの
- ・ 市民に対するごみ減量・リサイクル推進の啓発がどれだけ進んでいるかを評価するための指標

【目標達成のための主な取組】

- 市民・事業者の環境学習の機会の充実
- 広報媒体の積極的活用

ごみの分別区分の認知度に関する市民意識



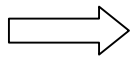
参考指標3 ごみの減量やリサイクルの取組に関する事業所意識

○成果指標の基準値と目標値

※「重要な問題なので、積極的に取り組んでいる」又は「重要な問題なので、今後具体的にできることを積極的に推進したい」と回答した事業所の割合

(平成 22 年度)

52.9%



(平成 32 年度)

80%以上

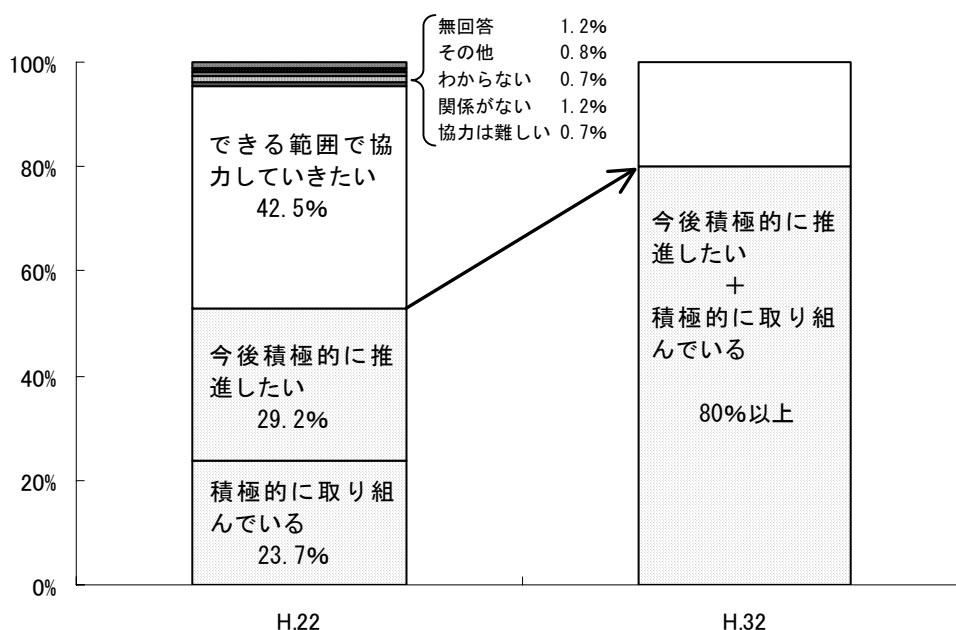
【指標の解説】

- ・ごみ減量・リサイクルに関する事業所意識調査における質問「ごみの減量やリサイクルへの取り組みについてどのようにお考えですか」に対する回答結果によるもの。
- ・事業者に対するごみ減量・リサイクル推進の啓発がどれだけ進んでいるかを評価するための指標

【目標達成のための主な取組】

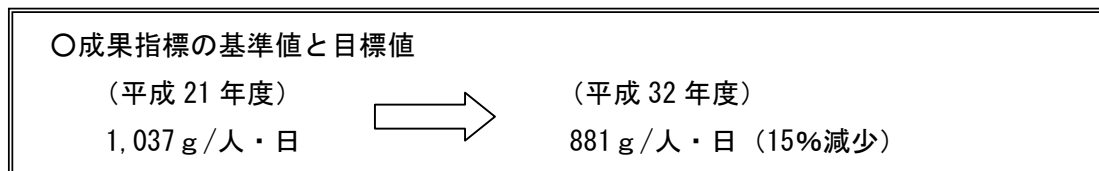
- 市民・事業者の環境学習の機会の充実
- 広報媒体の積極的活用

ごみの減量やリサイクルの取組に関する事業所意識



※成果指標の目標値の設定根拠

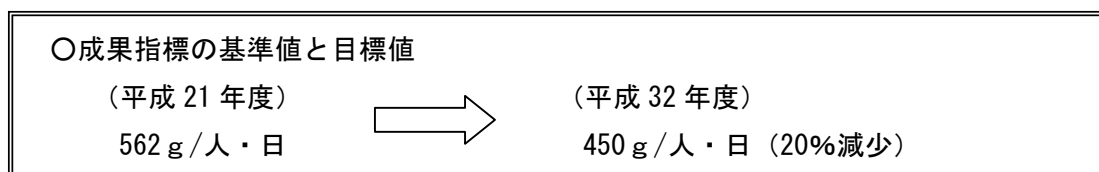
成果指標 1 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量



目標値の設定根拠

熊本県が次期熊本県廃棄物処理計画（素案）（平成 23 年度～27 年度）において、1 人 1 日当たりのごみ排出量を、計画期間の 5 年間で基準値に対して 5%削減すると定めていることを参考に、本市では、平成 22 年度の見込値である 977 g/人・日に対して約 10%の減少となるように、最新の実績値である平成 21 年度比-15%である 881 g/人・日を目標値として設定するもの。

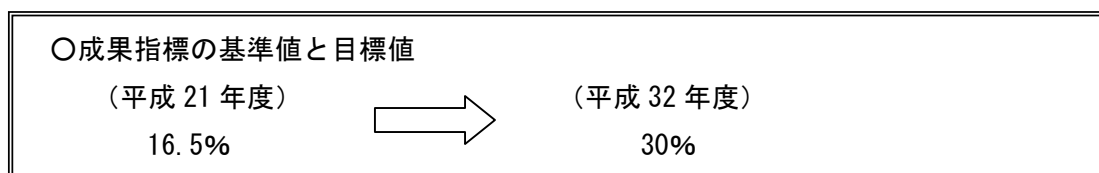
成果指標 2 市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ処理量（資源化された量を除く。）



目標値の設定根拠

平成 32 年度に成果指標 1 及び成果指標 3 の目標値を達成するためのごみ量や資源化量の想定に基づき、市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ処理量を推計したところ、基準値である平成 21 年度の実績値 562 g/人・日に対して 20%の減少となる 450 g/人・日を達成しなければならないことから、成果指標 2 の目標値として設定するもの。

成果指標 3 家庭ごみのリサイクル率



目標値の設定根拠

本計画の取組による資源化量の増加を以下のように想定し、家庭ごみのリサイクル率を推計したところ、30%という数値となったことから、成果指標 3 の目標値として設定するもの。

- 家庭ごみの分別徹底 約 8,500 トン/年 増加
- 新たなリサイクル対象品目の追加 約 2,700 トン/年 増加
- 集団回収活動の活性化 約 1,100 トン/年 増加
- 焼却灰のリサイクルの拡充 約 5,400 トン/年 増加

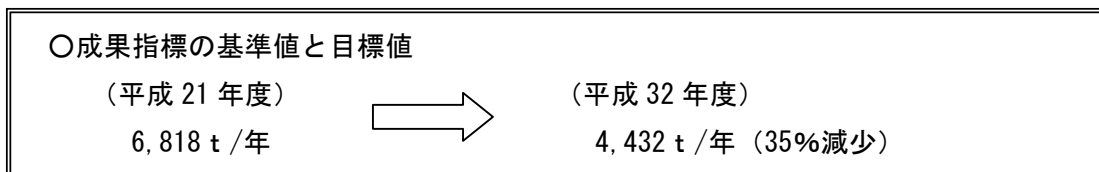
成果指標 4 事業ごみの処理量



目標値の設定根拠

平成 32 年度までに成果指標 1 を達成するためのごみ量の想定に基づき、事業ごみの処理量を推計したところ、基準値である平成 21 年度の実績値 94,544 t /年に対して 25%の減少となる 70,908 t /年を達成しなければならないことから、成果指標 4 の目標値として設定するもの。

成果指標 5 年間のごみ埋立処分量



目標値の設定根拠

前計画において、同じ指標の目標値として 24.6%削減を掲げていたことと、熊本県が次期熊本県廃棄物処理計画（素案）（平成 23 年度～27 年度）において、基準値に対し 25%削減すると定めていることを参考に、本計画の期間が 10 年間であることを踏まえ、基準値である平成 21 年度の実績値 6,818 t /年に対して 35%の削減となる 4,432 t /年を目標値として設定するもの。

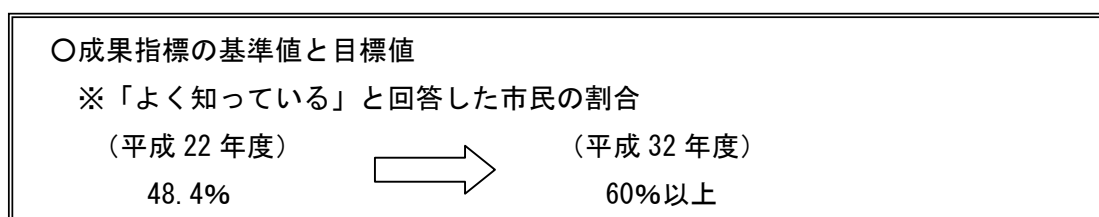
参考指標 1 ごみ焼却に伴う温室効果ガスの排出量



目標値の設定根拠

ごみ減量により環境工場で焼却処理するごみ量が全体でどれだけ削減できるかの想定と、プラスチック製容器包装の分別の徹底やプラスチック製品のリサイクルにより環境工場で焼却処理するプラスチック類がどれだけ削減できるかを想定し、その想定量から、環境工場で発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の削減量を推計したところ、おおむね30%の減少が見込めることから、参考指標1の目標値として設定するもの。

参考指標2 ごみ分別区分の認知度に関する市民意識

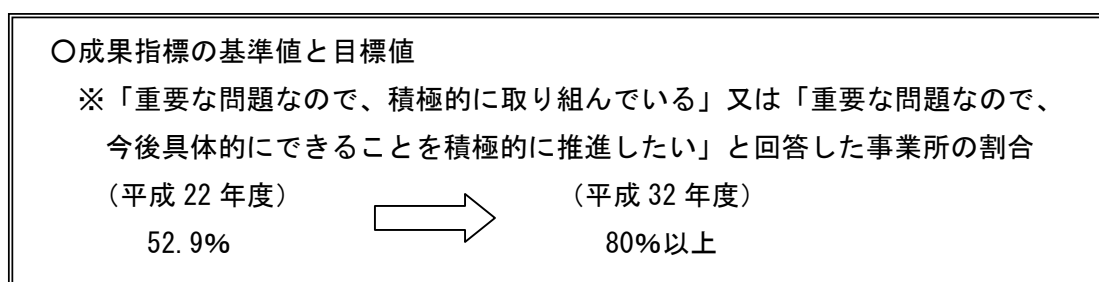


目標値の設定根拠

平成22年度実施の意識調査において、ごみの分別区分の認知度に関する質問に対して「よく知っている」又は「ある程度知っている」と回答した市民の割合は97.5%であり、分別区分の認知度はおおむね良好であると言える。

しかしながら、さらなるリサイクルの推進のために、「ある程度知っている」と回答した市民のうち、本計画に基づく取組によって、3分の1の回答が「よく知っている」に転じることを目指すという意味合いから、参考指標2の目標値を60%以上と設定するもの。

参考指標3 ごみの減量やリサイクルの取組に関する事業所意識



目標値の設定根拠

平成22年度実施の意識調査において「できる範囲で協力していきたい」と回答した事業者のうち、本計画に基づく取組によって、3分の2の回答が「重要な問題なので、積極的に取り組んでいる」又は「重要な問題なので、今後具体的にできることを積極的に推進したい」に転じることを目指すという意味合いから、参考指標3の目標値を80%以上と設定するもの。